

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(3月分)

■令和5年3月1日～令和5年3月31日

令和5年3月31日現在

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 12件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月2日	特商法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	関東弁護士会連合会 理事長 若林 茂雄	当連合会は、特定商取引法平成28年改正の附則第6条に基づく「所定の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。 1. 訪問販売・電話勧誘販売について (1) 訪問販売につき、「訪問販売お断り」と記載された張り紙を張るなどの方法により予め拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。 (2) 電話勧誘販売につき、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる制度を導入すること。 (3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、いわゆる勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。 2. 通信販売について (1) インターネットを通じた勧誘等による契約の申込み・契約締結についての行政規制を創設し、消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2) 特定商取引法第11条第6号及び同法施行規則第8条第1号又は第2号の表示義務を満たさない通信販売に関する広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォームその他の関係者に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できるとすること。 3. 連鎖販売取引について (1) 連鎖販売取引について、国による開業規制を導入すること。 (2) 後出し型連鎖販売取引に、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。 (3) 不適合者(①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、③先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者)に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すること。
3月13日	【参考送付】「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の成立に関する会長声明	大阪弁護士会 会長 福田 健次	改正消費者契約法第4条第3項第6号は、取消対象について「重大な不利益を回避するために当該消費者契約を締結することが必要不可欠であると告げること」を要件としたが、この要件の解釈によっては現行法より適用範囲が狭められるおそれがある。また、消費者が期待をあおられた場合や消費者の期待に乗じた場合は対象外となるおそれもある。霊感商法を含む消費者被害に対して抜本的かつ実効的に対応するためには、個別被害実態へ適用される取消権の要件をその都度定立したり、見直したりするだけでは十分ではない。つけ込み型不当勧誘取消権(知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権)を創設することが必要である。 不当寄附勧誘防止法で取消対象とされた禁止行為(同法第4条各号)は、消費者契約法の規定とほぼ重なっていることから、被害救済の範囲は限定的である。また、同法第3条は、個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることのないようにすること(同条第1号)といった勧誘現場で最も起こり得る典型的行為を、禁止行為ではなく、単に配慮義務に止まるものとしている点でも問題がある。家族被害については、債権者代位権行使の特例(同法第10条)が規定されているが、要件も取消範囲も狭く、家族被害の救済として不十分である。 当会は、政府・国会に対し、今回成立した改正消費者契約法及び不当寄附勧誘防止法について、より実効的な被害救済に向けた法改正作業に直ちに着手するよう求める。
3月13日	特定商取引法の抜本的な法改正等を求める意見書	神奈川県弁護士会 会長 高岡 俊之	当会は、2016年(平成28年)改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。 1. 訪問販売・電話勧誘販売について、①あらかじめ拒絶の意思を表明した場合の訪問販売及び電話勧誘販売の禁止を規定すること、②①に違反した勧誘について取消権の規定を導入すること、③勧誘代行業者に対して特定商取引法上の行為規制が及ぶことを明文中明らかにすること。 2. 通信販売について、①インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結についての行政規制、クーリング・オフ及び取消権を認めること、②インターネットを通じた継続的契約の中途解約権を認め、中途解約の損害賠償の上限を定めること、③解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制義務を整備すること、④インターネット広告画面に関する規制を強化すること、⑤インターネットでの不当表示を中止した場合でも行政処分を可能にすること、⑥通信販売業者に対し広告・申込画面、広告・勧誘動画の保存・開示・提供義務を定めること、⑦連絡先不明の通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(詐欺等加担者情報開示請求権)の規定を設けること、⑧適格消費者団体の差止請求権につき、その拡充を行うこと。 3. 連鎖販売取引等について、①連鎖販売業に対し、国による開業規制を導入すること、②後出し型連鎖販売取引を適用対象へ追加すること、③連鎖販売取引の要件に該当しない場合でも、物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が、i 22歳以下の者、ii 当該契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、及びiii 当該契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者であり、その者との間において、新規契約者を獲得することにより利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止すること。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月20日	特定商取引法の2016年(平成28年)改正における見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	熊本県弁護士会 会長 福岡 聰一郎	<p>国に対し、2016年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 訪問販売・電話勧誘販売について <ol style="list-style-type: none"> 「訪問販売お断り」の張り紙を貼るなどあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすること。 特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。 勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文上明らかにすること。 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。 通信販売について <ol style="list-style-type: none"> インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結について、行政規制、クーリング・オフ及び取消権を創設すること。 インターネットを通じた通信販売における継続的契約の中途解約権を認め、中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。 解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備義務。 インターネットの広告画面及び申込画面において、契約内容の有利条件や商品等の優良性を殊更に強調する一方、有利性や優良性が限定される旨の打消し表示が容易に認識できない表示をすることを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。また、広告表示における透明性の確保を法令等で明確化すること。 不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、行政処分が可能であることを明示すること。 インターネット上で契約の申込みを受けた場合、申込みの過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び消費者に対して保存内容を提供する義務を負うものとする。 連絡先が不明な通信販売業者及び当該業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(詐欺等加担者情報開示請求権)を認めること。 適格消費者団体の差止請求権について、その拡充を行うこと。 連鎖販売取引等について <ol style="list-style-type: none"> 連鎖販売業に対する開業規制の導入。 特定利益收受の契約条件を設けている事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後に特定利益を收受し得る取引に誘引する場合は、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文上明確にすること。 物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が次の①から③のいずれかに該当する場合は、新規契約者を獲得することにより利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止すること。 <ol style="list-style-type: none"> 22歳以下の者、 先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、 先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者 收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。 業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。
3月20日	SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<ol style="list-style-type: none"> 総務省、消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、以下の点につき調査するよう求める。 <ol style="list-style-type: none"> ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないもの。)が詐欺行為や消費者被害(以下「詐欺行為等」という。)の誘引手段として使用されている実態 SNS事業者による本人確認の実態及びその記録の保管状況 SNS利用者を特定する情報について、弁護士法第23条の2に基づく照会がなされた場合のSNS事業者の対応状況 総務省に対し、上記1の調査を踏まえ、SNSの詐欺行為等のツールとして利用させないための被害予防及び被害回復に向けた実効性のある対策を講じるよう求める。 消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、上記1の調査を踏まえ、総務省が上記2の実効性ある対策を速やかに講じるべく、総務省に対する適切な働きかけ又は意見表明を実施するよう求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月20日	【参考送付】「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」に関する意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>金融庁は、2022年12月9日、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」を公表し、これに基づいた金融商品取引法等の改正法案が、2023年3月14日に通常国会に提出された。当連合会は、当該中間報告について、顧客保護（投資者保護）の観点から、以下のとおり意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 顧客の最善の利益を図るべき義務について 金融事業者が顧客の最善の利益を図るべきことを法律上定めることに賛成する。具体的な行為規制の解釈指針、具体的な行為規制が捕捉しづらい行為の規制の指針として、適切かつ積極的な活用が図られるべきである。また、顧客の最善の利益を図るべき義務の更なる具体化を検討すべきである。 利益相反の可能性についての情報提供義務のルール化等について (1) 利益相反の可能性についての情報提供のルール化に賛成する。情報提供すべき利益相反の可能性に該当する事項は、適切に具体化されるべきである。また、その内容は顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすく提供されるべきである。 (2) 仕組債については、一般の顧客への販売を適切に制限することが必要であるが、販売が認められ得る顧客に販売する場合は、組成コストの開示を含む、より一層の情報提供を明確に義務付けるべきである。 実質的説明義務の法定化と情報提供のデジタル化について (1) 金融事業者の実質的説明義務を法律上規定することに賛成する。 (2) 金融事業者に、デジタル手段による情報提供を認めるに当たって、顧客に追加的費用負担なく書面で情報提供を受ける選択肢を確保する義務及び顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることの告知義務を課すことに賛成する。 認定アドバイザー制度の整備に伴う投資助言葉の登録要件の緩和について 認定アドバイザーに対する投資助言葉の登録要件については、不適切な者が参入する事態が生じないよう適切な内容とするとともに、登録後も実効ある適切な監督を行うべきである。 金融商品のプロダクトガバナンス等について 金融商品のプロダクトガバナンスのための制度の具体化を含め、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しや必要なルール化を更に進めるべきである。
3月27日	全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会声明	全国ジャパンライフ被害弁護団 連絡会 代表 弁護士 石戸谷 豊	<p>現在、内閣府消費者委員会の消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループにおいて、悪質商法における被害回復の実効性確保策が幅広く検討されているところ、現在存在する会社法の解散命令は、VISIONの事案をみても機能しないことが明らかである。消費者庁の破産手続開始決定の申立権限を含め、早急に実効性のある制度の整備が求められている。</p> <p>被害救済の関係では、各地の弁護団において、公益社団法人日本訪問販売協会に対して訪問販売消費者救済基金へ申請を行った。しかし、全国17弁護団から合計1388契約について申請したうち、受理されたのはわずか49契約である。しかも、そのうち32件は不承認となり、結局給付されたのは17契約にすぎない結果となった。訪問販売協会は、不受理とした事案、少なくとも受理しながら不承認とした事案について、その具体的な理由を明らかにすべきである。</p>
3月28日	【参考送付】特定商取引法2016(平成28)年改正における見直し規定に基づく同法の抜本的改正等に向けた活動に取り組む総会決議	沖縄弁護士会 会長 田島 啓己	<p>当会は、特商法がより充実した形で改正され、また各取引類型に応じた消費者被害の現状と現行法の問題点、特商法の抜本的改正等の重要性が一般に認知され、またそうした取組が、消費者被害の防止に繋がるように、以下のとおり取り組む決意である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害の多いインターネット通販、連鎖販売取引、電話勧誘販売、訪問販売等各取引類型の被害状況に応じた対策を検討し、これらを加えた特商法の抜本的改正等を求める等の適宜の意見表明を行い、国に対してその実現を求めていくこと 消費者教育の一層の拡充、地方議会への請願等を始めとする必要な取組を行っていくこと
3月28日	SNS事業者の本人確認義務等に関する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 若林 茂雄	<ol style="list-style-type: none"> 総務省、消費者庁及び消費者委員会に対し、以下の点につき調査するよう求める。 ①ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)(特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないもの)が詐欺行為や消費者被害(以下「詐欺行為等」という。)の誘引手段として多用されている実態 ②SNS事業者による本人確認の実態及びその記録の保管状況 ③SNS利用者を特定する情報について、弁護士法第23条の2に基づく照会(以下「弁護士会照会」という。)がなされた場合のSNS事業者の対応状況 総務省に対し、第1項記載の調査を踏まえ、SNSを詐欺行為等のツールとして利用させないための、実効性のある措置を講じるよう求める。具体的には、SNS事業者における本人確認義務の導入、SNS利用者を特定する情報に関する弁護士会照会に対してSNS事業者が適切な対応をするための対策、SNS事業者の適切な本人確認記録の保管義務の導入、消費者からの本人確認記録の開示請求制度及び開示した場合のSNS事業者の責任制度規定の整備等を検討するよう求める。 消費者庁及び消費者委員会に対し、第1項記載の調査を踏まえ、総務省が第2項記載の実効性ある措置を速やかに講じるよう、総務省に対する適切な働きかけ又は意見表明の実施を検討することを求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月28日	悪質商法をなくし、消費者被害を減らしていくために、施行後5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的な改正を求める意見書	全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田 寛	大阪消団連は、5年後見直しに直ちに取り組み、以下の内容を中心とする特商法の抜本改正を行うことを求める。 1. 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度(いわゆるDo Not Knock、Do Not Call制度)及び事業者の登録制度を導入すること。 2. SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者・勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。 3. マルチ取引(連鎖販売取引)について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。
3月30日	特定商取引法2016(平成28)年改正における見直し規定に基づく同法の抜本的改正等を求める意見書	沖縄弁護士会 会長 田島 啓己	当会は、国に対し、2016(平成28)年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、特定商取引法について、以下のとおりの抜本的な改正等を行うことを求める。 1. 訪問販売・電話勧誘販売について (1) 家の門戸に「訪問販売お断り」の張り紙を貼るなど、あらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。(2) 特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。(3) 勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。(4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。こと。 2. インターネット通信販売について (1) 申込・契約締結について行政規制を強化し、また消費者によるクーリング・オフ、取消権を設立すること。(2) 継続的契約について、消費者に中途解約権を認め、また中途解約時の損害賠償額の上限を定めること。(3) 解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備義務。(4) 広告画面において、契約内容の有利条件と不利益条件、商品などの品質・効能が優良等であることを強調する表示とその意味内容を限定する打ち消し表示を、それぞれ分離せず一体的に表示する規定を設けるとともに、これに反する表示を特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。(5) 連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(特定情報開示請求権)を認めること。(6) 適格消費者団体の差止請求権について、前記(1)から(4)までの行政規制等に違反する行為等を請求権行使の対象とすること。 3. 連鎖販売取引等について (1) 国による連鎖販売業の開業規制を導入すること。(2) 特定利益を収受し得る契約条件と特定負担を伴う契約を組み合わせた仕組みを設定している事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後に当該契約の相手方に対し、特定利益を収受し得る取引に誘引する場合は、連鎖販売取引の規制対象となることを条文中明らかにすること。(3) 物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が、次の①から③のいずれかに該当する場合は、新規契約者を獲得することにより紹介利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止すること。①22歳以下の者である場合、②先行する契約として投資等の利益収受型の取引を締結した者である場合、③先行する契約の対価にかかる債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者である場合(4) 特定負担に関する契約を締結しようとする相手方に対し、収受し得る特定利益の計算方法等の説明を義務付けること。(5) 特定負担に関する契約を締結しようとする相手方や連鎖販売加入者に対し、当該連鎖販売取引における業務・財産の状況等に関する情報を開示することを義務付けること。 4. 特定継続的役務提供について (1) 狭い限定や区別の合理性について見直すべきこと。(2) 取引主体について営利目的の者に限定している消費者庁の解説を改めるべきこと。(3) 特定商取引法第48条第2項本文の「関連商品」該当性が、事前の説明で否定されることはないガイドライン等に明記して周知をすべきこと。
3月31日	特商法2016(平成28)年改正における5年後見直し規定に基づく同法の改正を求める意見書	栃木県弁護士会 会長 安田 真道	当会は、国に対し、特定商取引法2016(平成28)年改正における附則第6条に基づく「所定の措置」として、以下の内容を含む法改正等を行うことを求める。 1. 訪問販売について (1) 家の門戸に「訪問販売お断り」の張り紙を貼るなど、予め拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。 (2) 勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。 2. 通信販売について (1) 申込・契約締結について行政規制を強化し、また、消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2) 解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備を義務付けること。 (3) 連絡先が不明な通信販売業者及び当該事業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(詐欺等加担者情報開示請求権)を認めること。 3. 連鎖販売取引について 連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後に当該契約の相手方に対し、特定利益を収受し得る取引に誘引する場合は、連鎖販売取引の規制対象となることを条文中明らかにすること。